

日本労働年鑑 第53集 1983年版  
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

VIII 社会保障闘争

3 堀木訴訟闘争

堀木中対協を中心としたとりくみ

児童扶養手当(改正前)が障害福祉年金との併給を禁止していたのは、憲法一四条(法の下での平等)、二五条(生存権)等に違反しないとして堀木さんの訴えをしりぞけた大阪高裁判決の破棄を求め最高裁で争われていた堀木訴訟は、上告後六年間の審理を経て八一年七月九日第一小法廷から大法廷へ回付された。堀木さんの訴えを支援する運動が、堀木訴訟中央対策協議会(堀木中対協)を中心にすすめられた。

堀木中対協は、審理が大法廷に回付されると直ちに口頭弁論開催要求署名にとりくみ、七月一一・一二日の両日堀木訴訟中央行動として約六〇人の参加で最高裁に口頭弁論開催と公正判決要請をおこなった。九月二〇日には、第一審勝訴記念統一行動として各地で集会、街頭宣伝、署名活動にとりくみ、二五日には、東京・全電通ホールで約二五〇人の参加で「全盲の母・堀木文子さんの裁判を勝たせるつどい」を開催した。さらに一一月一二日から一〇日間にわたり広島—東京間を、口頭弁論開催・公正判決を求める堀木訴訟キャラバン行進をおこない、各地でとりくまれた集会、学習会、街頭行動などで、「ニセ行革反対、福祉拡充のために堀木訴訟を勝利させよう」と訴えた。

最高裁での口頭弁論開催が決定されると、堀木中対協は、毎月第一、第三水曜日に最高裁へ要請行動にとりくむ方針を決定し、また四月二八日当日の弁論傍聴行動が円滑におこなわれるよう最高裁と協議した。とりわけ車いす障害者や視力・聴覚障害者の大法廷傍聴は従来例がなかったため、施設の不備を指摘し改善を講じて障害者の裁判傍聴権を守るよう要望した。

三月二七日には、中央社保協が主催して、シンポジウム「臨調路線と社会保障権利闘争シンポジウム——堀木訴訟口頭弁論成功めざして」を総評会館で約八〇人の参加で開催した。榎枝総評議長のあいさつにつづいてなされた報告テーマとパネラーはつぎのとおり。「臨調路線と社会保障の権利」小川政亮(金沢大)、「福祉裁判の勝利めざして——堀木訴訟口頭弁論の意義」高野範城(弁護士)、「権利としての社会保障確立のために——労働組合運動と福祉闘争」茶山他家司(建設一般全日自労)、「朝日訴訟をひきつぐもの——民主団体と堀木訴訟」古川圭助(日患同盟)。

四・二八口頭弁論

口頭弁論日前日の四月二七日には、堀木中対協が厚生省前で決起集会を開き、同夜全電通ホールで弁論成功をめざす決起集会を開催、朝日訴訟の記録映画「人間裁判」を上映した。四月二八日口頭弁論の項目はつぎのとおり。(1)本件訴訟の意義と上告審の課題、(2)上告人ら障害・母子世帯の生活実態、(3)社会保障制度と憲法二五条、(4)憲法二五条下の立法裁量と司法審査、(5)併給

調整の理念と現実、(6)児童扶養手当制度の性格・目的、(7)本件併給禁止の憲法二五条違反、(8)本件併給禁止の憲法一四条違反、(9)被上告人の答弁について。最後に上告人である堀木さんの「最高裁に望むこと」。

## 堀木訴訟弁護団の上申書

六月二日には堀木訴訟弁護団が、最高裁に、判決公判にむけ障害者の傍聴のための施設改善要請を文書で申し入れ、あわせて判決言渡しの際に判決理由を朗読するよう要請した。

## 大法廷判決

判決が七月七日に言い渡されることが決まると、判決を目前にして七月二日、堀木中対協、中央社保協の共催で、全国二二カ所で一斉の宣伝活動をおこなう全国統一行動が繰り広げられた。

七月七日、最高裁大法廷は堀木さんの訴えにたいし「本件上告を棄却する」という判決を言い渡した。堀木訴訟弁護団と堀木中対協は直ちに、障害者、国民の期待を裏切り、人間の尊厳確立への国際的潮流にも逆行するものとして判決を批判し、臨調路線、最高裁判決にあらわれた国民生活切り捨て、軍事大国化への危険な動きを阻止し、人間の尊厳、平和の確立のための闘いを訴える『堀木訴訟最高裁不当判決に対するアピール』を発表し、判決報告集会の後不当判決抗議のデモ行進、厚生省交渉をおこなった。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---